平成２４年（フ）第６２７号
兵庫県尼崎市道意町６丁目１番地　市営道意住宅1003号
債務者　山本　和子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６５７号
兵庫県尼崎市稲葉荘４丁目３番18号ニュー武庫川マンション201号
債務者　斧　　威志（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６６２号
兵庫県尼崎市食満６丁目６番19号
債務者　篠原千惠子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３０５号
奈良市三条栄町５番３―301号
債務者　堂下　勝也
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３１３号
奈良市漢国町11番地の３　奈良高天アーバンライフ405号
債務者　原　　邦夫
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３４５号
奈良県生駒郡三郷町立野南２丁目８番45―208号
債務者　ぱいくること　北浦　将弘
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１２０号
広島県尾道市高須町5534番地
債務者　神垣江津子
1　決定年月日時　平成24年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第２７３号
徳島県阿波市吉野町柿原字ヒロナカ147番地６　森北ハイツ206号、旧住所徳島県阿波市土成町土成字高泰185番地１
債務者　大北　武一
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５７号
愛媛県松山市中須賀２丁目４番36―７号
債務者　森本　辰則
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３６０号
愛媛県松山市衣山１丁目236番地３　衣山第１マンション505号
債務者　菊川　則久
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３６２号
愛媛県松山市三町２丁目13番26号　コーポ福徳203号
債務者　久保　竜二
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３６３号
愛媛県松山市宮田町139番地６　宮田町寿ビル802号
債務者　堀部　八重
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２２号
福岡県田川郡大任町大字大行事3752番地６、前住所福岡県飯塚市小正22番地１　エンゼルコーポ１―206号
債務者　長谷川富士子（旧姓副島）
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第１２３号
福岡県嘉麻市漆生1036番地７　稲築大坪団地219号
債務者　松岡　京子
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第２３８号
佐賀県小城市三日月町三ヶ島76番地20
債務者　溝口　　剛
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８８号
佐賀県多久市北多久町大字多久原4241番地２
債務者　瀧　　静子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８９号
佐賀市高木瀬東６丁目９番５号
債務者　木室　公作
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係